

狹山市

循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託

特記仕様書

令和 7 年 5 月

第1章 共通仕様書

第1節 業務の目的

本業務は、環境省所管の交付金の交付申請に向けた「循環型社会形成推進地域計画」（以下、「地域計画」という。）の策定に必要な支援を行う。

併せて、狭山市（以下、「本市」という。）における廃棄物の排出抑制および適正な処理による生活環境の保全ならびに公衆衛生の向上を目的として、今後の本市における廃棄物の減量および処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点から本市の一般廃棄物政策に係る基本的な方針を定めた一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）の中間年次における見直しを行い、地域計画との整合を図るものである。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「狭山市循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託」に適用するもので、受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても計画策定上必要と思われることについては、本市と協議のうえこれを行うものとする。

第3節 委託業務の名称

狭山市循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託

第4節 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（令和7～8年度）

第5節 関係法令等

基本計画は「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年衛環第200号）」に、地域計画は「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和6年3月環境省環境再生・資源循環局）」に準拠するものとする。

受託者は、業務実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害廃棄物対策指針の他、関係する法令、規則、細則等に従うものとする。

第6節 業務管理

1. 受託者は過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日）に地方公共団体から一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務を元請受注し、完了した実績を有すること。
2. 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、技術力及び経験を有する技術者、または、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
3. 管理技術者は過去10年間に一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務履行の実績を有する技術士（衛生工学部門又は総合技術監理部門（衛生工学の廃棄物関係））の資格を有するものとする。

第7節 打合せ協議

受託者は、本市と必要に応じて打合せを行い、打合せ後には速やかに打合せ記録簿を2部作成し、本市の監督職員と受託者の管理技術者が確実に確認し合い、捺印のうえ、それぞれが各1部を保管するものとする。

第8節 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、本市が保有する資料については貸与する。受託者は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

第9節 個人情報の取り扱い・品質管理等

受託者は、個人情報の取扱い、品質管理等の観点より、下記外部機関の認証取得を受けているものとする。なお、受託者は契約後速やかに認証取得を証明する書類（コピー）を提出するものとし、未取得の認証がある場合は業務期間内に取得し、証明書類を提出するものとする。

- ① ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ② ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ③ ISO15001（プライバシーマーク）
- ④ ISO14001（環境マネジメントシステム）
- ⑤ レジリエンス認証

第10節 成果品の提出

受託者は、業務の履行において、次の各号に掲げる成果品を発注者に提出しなければならない。なお、成果品の所有権、著作権等の権利については、すべて発注者に帰属するものとする。また、本市の許諾なしに使用、公表以下に示す成果品を納入すること。なお、詳細については、本市との協議により決定すること。

- ① 令和7年度中間報告書
(A4版ドッチファイル、CD-R又はDVD-R) 各1部
- ② 令和8年度業務報告書
(A4版ドッチファイル、CD-R又はDVD-R) 各1部
- ③ 一般廃棄物処理基本計画（A4判くるみ製本、本編：白黒） 30部
- ④ 循環型社会形成推進地域計画（A4判製本） 2式
- ⑤ 審議会資料 1式
- ⑥ 議事録 1式
- ⑦ 上記①～⑥ 電子データ（CD-R又はDVD-R） 1式
- ⑧ その他、発注者が指示するもの 1式

第2章 特記仕様書

令和7年度業務内容

I ごみ処理基本計画策定業務

第1節 策定に当たって整理すべき基礎事項

計画の策定に当たっては、地域概況、ごみ処理の現況及び課題等を整理した上で、計画策定の基本的考え方を示す。

1. 地域概況

(1) 人口動態

人口、世帯数等の過去10年間の推移を整理する。

(2) 産業の動向

産業構造や従業員数人口、事業所数、土地利用状況等について整理する。

(3) 総合計画等との関係

本市における総合計画等との食い違いが生じることのないよう、本市の上位計画等の今後の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理する。

2. ごみ処理の現況及び課題

(1) ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集、運搬、中間処理及び最終処分等に係る運営・管理体制等を整理する。

(2) ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、収集・運搬、中間処理、最終処分及び廃棄物の性状（組成・発熱量等）について、原則として5年間以上の実績を把握・整理する。

(3) ごみ処理の点検・評価

上記（2）で整理した実績を基に、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行う。

(4) 課題・留意点の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分及びごみ処理経費等の項目ごとに課題・留意点を整理する。

3. ごみ処理行政の動向

国や埼玉県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

4. 計画策定の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。

(2) 計画の位置付け

ア. 他の計画等との関係

関連法令や上位計画、都道府県・市町村の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、基本計画が本市のごみ処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

イ. 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域を対象とする。

ウ. 計画の範囲

計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

エ. 計画目標年度

計 画 期 間 : 令和 4 年 4 月から令和 14 年 3 月まで

中間目標年度 : 令和 7 年度

計画目標年度 : 令和 13 年度

第 2 節 ごみ処理基本計画の策定

1. 食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条の規定に基づく食品ロス削減推進計画を基本計画に含めること。

II. 生活排水処理基本計画策定

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 衛環第 200 号）に準拠し、具体的かつ実現性のある施策を検討すること。

第 1 節 策定に当たって整理すべき基礎事項

1. 生活排水の排水状況

(1) 生活排水処理主体

(2) 生活排水処理フロー

(3) 生活排水処理の実績

生活排水の処理形態別人口、発生量、収集・運搬、中間処理、最終処分の実績をその種別毎に過去 5 年程度把握する。

(4) 課題、留意点の抽出

実績を整理した結果を基に排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分等の項目ごとに課題・留意点を整理する。

2. 生活排水処理行政の動向（国・埼玉県・近隣市町村）

III. 循環型社会形成推進地域計画作成

地域計画は、作成する基本計画と整合を図るものし、交付金の申請に必要な事項で基本計画に定められていない事項については別途補うものとする。

計画の内容は以下のとおりとし、作成は、本市が提供する「地域計画作成ツール」を用いる。「地域計画作成ツール」で不足するものは受託者において作成する。

第1節 循環型社会形成推進地域計画

1. 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

イ. 計画期間

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

令和 8 年度業務内容

I. ごみ処理基本計画策定業務

(1) ごみ処理フロー

令和 8 年 4 月 1 日現在の実績をフローチャート等で図示し、本市のごみ処理システムを分かりやすい形で整理する。

第 2 節 ごみ処理基本計画の策定

次に掲げる事項を定める。

1. 基本方針

令和 7 年度業務内容 2. (3) ごみ処理の点検・評価及び (4) 課題・留意点の抽出等を踏まえ、ごみ処理の基本的な方向性を検討・整理する。

2. 計画数値目標

国及び埼玉県の計画、分別収集計画及び 2. (2) ごみ処理の実績等を参考に減量化・資源化率等を設定する。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみ発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への搬出）等を勘案して、ごみの種類ごとに予測を行う。

4. ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

ごみの排出抑制、再資源化のための方策については、行政、住民及び事業者における方策について、それぞれ検討・整理する。

5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみの再生利用を推進するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるため、ごみ処理基本計画に分別区分及びごみの種類を定める。

6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めるものとする。

また、処理方法については、以下の項目についてそれぞれ検討・整理する。

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、分別区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制及び収集・運搬量等について検討・整理する。

また、多量に排出される事業系ごみや市町村の処理施設では、受入できないごみについては、その種類、排出先、処理ルート、処理方法など基本的事項について整理する。

(2) 中間処理計画（再生利用含む。）

中間処理は、排出抑制、再生利用効果、分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とすること量を検討・予測する。

(3) 最終処分計画

最終処分は、ごみの排出抑制、再生利用の効果、焼却等の中間処理による減量等を勘案し、最終処分対象物を検討・予測する。

また、最終処分の方法としては埋立処分が基本となることから、埋立対象ごみの種類、形状・組成、埋立処分すべき量などについて検討を行う。

7. ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設は、「上記 6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」に基づき、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について検討・整理する。

8. その他ごみの処理に関し必要な事項

災害時に発生する廃棄物にかかる対策、不法投棄対策等について基本的な考え方を定めるものとする。

Ⅱ．生活排水処理基本計画策定

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 衛環第 200 号）に準拠し、具体的かつ実現性のある施策を検討すること。

第 1 節 生活排水処理基本計画の策定

1. 基本方針

ごみ処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、甲における生活排水処理の基本方針を明らかにする。

2. 計画目標年度

計 画 期 間：令和 4 年 4 月から令和 14 年 3 月まで

中間目標年度：令和 7 年度

計画目標年度：令和 13 年度

3. 生活排水の状況の見込み

生活排水の処理形態別人口、発生量、収集・運搬、中間処理、最終処分をその種別、処理主体毎に推計する。

4. 処理主体

目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにする。

5. 生活排水処理基本計画

基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に全体の整合性を図り、内容を明らかにすること。なお、計画を実現するために今後行うべき施策についても生活排水別に明らかにすること。

（1）生活排水の処理計画

- ① 処理の目標
- ② 生活排水を処理する区域及び人口等
- ③ 施設及びその整備計画の概要

（2）し尿・汚泥の処理計画

- ① 排水抑制・再資源化計画
- ② 収集・運搬計画
- ③ 中間処理計画
- ④ 最終処分計画

(3) その他

- ① 住民に対する広報・啓発活動
- ② 地域に関する諸計画との関係

III. 循環型社会形成推進地域計画作成

地域計画は、I. 及び II. で作成する基本計画と整合を図るものし、交付金の申請に必要な事項で基本計画に定められていない事項については別途補うものとする。

計画の内容は以下のとおりとし、作成は、本市が提供する「地域計画作成ツール」を用いる。「地域計画作成ツール」で不足するものは受託者において作成する。

第1節 循環型社会形成推進地域計画

1. 循環型社会形成推進のための現状と目標

- (1) 一般廃棄物の処理の現状と目標
- (2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図

2. 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

(1) 処理体制

- ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後
- イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後
- ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

(2) 処理施設等の整備

実施する施設整備事業、対象地域における現有施設に関する事項について一覧にまとめる。

3. 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

- (1) 生活排水の処理に関する現状と目標

4. 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

(1) 処理体制

- ア. 生活排水処理の現状と今後

(2) 合併処理浄化槽の整備

5. 関連するその他の施策

- (1) 地域の循環型社会を形成する上で実施していく施策

対象地域における廃棄物、生活排水分野で推進する施策について記載する。

- ア．ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容
- イ．プラスチック資源に関する施策内容
- ウ．ごみ処理手数料有料化の実施内容
- エ．リチウム蓄電池に関する対策
- オ．事業系ごみに関する施策内容
- カ．災害時の廃棄物処理に関する事項
- キ．生活排水対策

6．計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

(2) 事後評価及び計画の見直し

7．総括表

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

第2節 添付書類

循環型社会形成推進地域計画の添付資料として必要な次の書類を整備すること。

- ・ 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度の一般廃棄物の処理に係るトレンドグラフ（総人口、事業系ごみ排出量、生活系ごみ排出量、1人あたりのごみ排出量、1人あたりの排出量、総資源化量、最終処分量を記載）
- ・ 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度の生活排水の処理に係るトレンドグラフ（総人口、公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽等、未処理人口を記載）
- ・ 対象地域図
- ・ 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）
- ・ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）
- ・ 国土強靱化地域計画（事業が記載されているページの抜粋、記載箇所を赤枠）
- ・ その他必要となる添付書類（理由書等）

第3節 協議会への出席

本市が地域計画策定にあたり、協議会を実施する場合は、会議へ出席し、本市が行う説明の補佐を行う。

協議会は2回を予定する。

IV. 審議会への出席

基本計画策定に当たっては、学識経験者、市民等による審議会へ諮問する。会議に必要な資料の作成、必要に応じた当審議会への出席、資料の説明、事務局の支援及び会議録の作成を行うものとする。

審議会の開催は4回を予定する。

V. 市民・事業者の意識の把握

ごみの減量や分別等について、市民・事業者の意識の把握に必要な支援を行う。